

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月四日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成三年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の2の項のイ中「2,366,000円」を「2,404,000円」に改め、同項のキ中「第3項」の次に「又は第4項」を加え、同表の3の項のウのアの表中「17,300円」を「17,500円」、ロ「28,600円」を「29,000円」、ハ「22,300円」を「22,600円」、ニ「37,000円」を「37,500円」、ヘ「32,800円」を「33,300円」、ホ「51,600円」を「52,300円」、ロ「39,300円」を「39,900円」、ヘ「60,500円」を「61,300円」、ロ「49,800円」を「50,500円」、ロ「75,900円」を「77,000円」、ロ「7,300円」を「7,400円」、ロ「10,400円」を「10,500円」に改め、同項のウのイの表中「5,600円」を「5,700円」、ロ「9,100円」を「9,200円」、ロ「7,600円」を「7,700円」、ロ「12,000円」を「12,200円」、ロ「11,400円」を「11,600円」、ロ「16,900円」を「17,100円」、ロ「13,800円」を「14,000円」、ロ「20,000円」を「20,300円」、ロ「17,500円」を「17,700円」、ロ「25,400円」を「25,800円」に改め、同表の9の項のイ中「又は」を「若しくは」に改め、「若」の次に「又は大規模な補修を行わなければならないことが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同項のウ中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。